

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。

当社は、透明性の高い経営の推進を目的として、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、取締役6名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しており、また、監査役は、監査役4名中3名を社外監査役とすることで、より独立した立場を確保し、監査機能の強化を図っております。さらに、監査役として弁護士や公認会計士等の専門家をコーポレート・ガバナンス体制に組み入れ、経営の意思決定に法的、会計的な確認を取り入れることで、リスク管理の実現に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

以下、2018年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

補充原則1 - 2 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳

当社は、議決権行使に係る適切な環境整備の一環として、議決権電子行使プラットフォームを導入しております。英文対応については、英文の決算資料の提供は行っておりますが、海外投資家の比率を踏まえ、招集通知の英訳は現時点では実施しておりません。今後、株主構成の推移等を勘案しながら検討してまいります。

【補充原則1 - 2 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の議決権の行使等】

当社は、機関投資家等の比率を踏まえ、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを認めておりません。今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの整備について、検討してまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画】

2021年5月21日に公表いたしました、不正アクセスによる会員様情報の流出の件を厳粛に受け止め、まずは今後の再発防止策の徹底と万全なセキュリティ体制の再構築の推進に注力する方針であるため、具体的な中期経営計画の開示は見送っております。

なお、中長期的な経営戦略や経営成績等の概況及び来期の業績等の見通しについては、有価証券報告書や決算短信及び決算補足説明資料等を通じて公表いたしております。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

当社は、現代表取締役社長が最高経営責任者としての役割を適切に遂行しており、現時点では後継者計画について取締役会での議論の必要はないと判断しております。後継者計画の必要性を認識した際には、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて行われていくよう、議論を重ねてまいります。

【補充原則4 - 2 経営陣の報酬】

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。報酬は、月額報酬(固定)と役員賞与(変動)から構成されております。加えて、中長期的な業績と連動する報酬としてストックオプションを導入しております。なお、当社では、報酬等を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、報酬額等の決定にあたっては、取締役会において十分に議論を重ねて決議いたしております。今後、報酬額等の決定の客観性や透明性を一層強化すべく、報酬に係る任意の諮問委員会の設置・活用について検討してまいります。

【補充原則4 - 3 CEOの選任】

当社は、CEOの選解任を行うにあたってのガイドライン等を定めてはおりませんが、取締役会は、CEOの選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役の意見を得ながら十分な時間をかけてCEOの適性を検討し、選任しております。

【補充原則4 - 3 CEOの解任】

当社は、CEOの選解任を行うにあたってのガイドライン等を定めてはおりませんが、取締役会は、会社の業績等を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合には、解任も含めて適切な対応を講じてまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、中長期的な企業価値向上に向けて、独立社外取締役2名を選任し、業務執行とは独立した立場で意見・助言を行うことのできる体制を構築しております。また、業務執行を行わない役員による社外役員連絡会を3ヶ月に1回開催しており、社外取締役を含む非常勤取締役と社外監査役を含む監査役間で、経営課題や経営の方向性について議論を重ねております。なお、当社では現在、筆頭独立社外取締役を設定しておりませんが、常勤監査役が監査役会や社外取締役との連携を取っており、社内及び社外役員間の連携は有効に機能していると判断いたしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社は監査役会設置会社であり、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、この全員を独立役員として届け出ております。独立社外取締役の員数は取締役会の過半数には至っておりませんが、取締役会及び監査役会の総数においては、社外取締役及び社外監査役の員数は過半数に達しております。取締役会において、各独立役員は、豊富な経験と知見を活かし活発な意見・助言等を行っており、取締役会の機能の独立性と客観性は適切に担保されていると認識しております。また、当社では、報酬及び指名等の審議は取締役会において行っておりますが、経営監督機能の一層の強化を図るため、指名・報酬に係る任意の諮問委員会の設置・活用について検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

本報告書「 - 1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性】

本報告書「 - 1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下、2018年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社では、投資目的以外での、いわゆる政策保有株式を保有する方針は、現時点ではございません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役その他関連当事者との間で競合取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会で審議・決議を要することとしております。また、関連当事者取引の有無に関する調査を定期的実施し、関連当事者取引について管理する体制を構築しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入していないためアセットオーナーには該当いたしません。従業員の生活の安定と福祉の向上を目的として確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

コーポレートアイデンティティとして定めた「ビジョン、ミッション及びバリュー&クレド」を開示しております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を、当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等の決定に関する方針と手続を、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選解任ガイドライン等を明確に定めたものではありませんが、経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名については、当社の経営環境、取締役会全体としての経験・知識・能力のバランス等を考慮し、適材適所の観点より総合的に検討を行った上で選任・指名し、株主総会付議議案として取締役会で決議しております。また、監査役候補者については、「監査役監査基準細則」にて定めた基準に基づき選定・指名し、監査役会からの同意を得た後に、株主総会付議議案として取締役会で決議しております。なお、経営陣幹部の解任については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる等、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に議論を尽くした上で決議し、株主総会に付議することとしています。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
個々の取締役・監査役候補者の選解任・指名の理由については、株主総会招集通知にて開示を行っております。

【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

コーポレート・ガバナンスの体制については、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。具体的な権限委譲の内容については、職務権限規程等の社内規程にて詳細を定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、特段の基準を定めてはおりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、選定いたしております。当社の経営状況を深く理解した上で、会社経営全般に関わる豊富な経験・知識を持ち、取締役会での議論に客観的な立場から参加し、建設的な意見を述べることでの方を選定いたしております。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役の員数を8名以内とする旨を定款に定めており、現在、独立社外取締役2名を含め6名の取締役を選任いたしております。現在の当社の事業規模からみて、実効性を十分確保できる状況にあるものと判断いたしておりますが、取締役会の多様性の強化については、今後、検討すべき事項と考えております。なお、当社は、取締役会が適切に機能し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとなるよう、企業規模に応じた適切な規模を確保しつつ、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視して候補者を選定することとしております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の兼務状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて毎年開示を行っております。なお、兼任社数に関しては、当社の監督や監査の業務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる、合理的な範囲であると認識しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性】

当社の企業規模等に鑑み、現時点においては、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価は行っておりませんが、各取締役及び監査役からの取締役会の運営に関する意見に基づき、適宜見直しを行っており、十分実効性を担保しているものと考えております。今後、取締役会全体としての実行性に関する分析・評価の実施、またその開示の必要性については検討してまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、経営のプロフェッショナルたる各役員が各人の判断において必要な知識の習得・能力の研鑽に努めることを原則としており、取締役会等における議論を通じて、知識・能力の深化・共有を図っております。また、取締役及び監査役については、当社の費用負担で、当社の経営に資する外部研修等を受講できることとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが重要と考えております。代表取締役ならびに情報取扱責任者である取締役CFOを中心とし、コーポレートブランド戦略室をIR担当部署とするIR体制を構築しております。当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るために、株主や投資家との対話の場を設け、株主や投資家からの取材にも適宜応じております。また、インサイダー情報の管理を徹底し、開示済みの情報を基に合理的な説明に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮本 邦久	3,507,200	23.48
長野 貴浩	2,277,000	15.25
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,277,900	8.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	462,500	3.10
株式会社アドウェイズ	392,000	2.62
株式会社アイレップ	354,000	2.37
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	248,000	1.66
JPMBL RE DEUTSCHE BANK AG - LONDON COLL EQUITY	234,700	1.57
島田 大介	196,800	1.32
山邊 圭介	180,000	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は、2021年6月30日現在の情報を記載しております。割合は、自己株式(188株)を控除して計算し、表示単位は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山邊 圭介	他の会社の出身者													
島田 大介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉本 勤也		該当事項はありません。	大和証券グループ会社の役員等を長年に渡り経験し、財務及び会計に関する相当程度の専門的知見を有していることから、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
新井 努		該当事項はありません。	公認会計士、税理士として実務に携わるとともに、他法人の社外監査役を務める等、専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。その経歴と見識を活かして、当社取締役の職務の執行を適切に指導及び監査が行える人材と判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
中野 文		該当事項はありません。	弁護士として実務に携わるとともに、他法人の監事を務める等など、専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。その経歴と見識を活かして、当社取締役の職務の執行を適切に指導及び監査が行える人材と判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当事項に関する補足説明 更新

当社では、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、短期的な視点でのインセンティブとして業績連動型報酬制度(業績賞与)を、中長期的な視点でのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

(業績連動報酬制度)

業績連動報酬について、期初予算の利益達成状況等から取締役への業績賞与の支給有無及び支給額を検討しております。なお、取締役への業績賞与の支給額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

(ストックオプション制度)

過去に付与したストックオプションの状況については、有価証券報告書にて開示しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

上記付与対象者について、中長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、ならびに株主との価値共有を進めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

なお、2021年6月期における取締役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役 6名 89,100千円

(うち社外取締役 2名 4,800千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等については、取締役会で決議するものとしております。なお、代表取締役が各業務執行取締役と協議の上で報酬案を策定し、取締役会へ上申いたします。社外取締役は策定された報酬案の妥当性を検討し、個人別の報酬額が適切に設定されているかを監督するものといたします。

また、取締役会は、2021年6月期にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度合に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬等の内容、額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益が目標値に対して超過すると見込まれた場合のみ支給の検討を行うこととする。

また取締役の業績連動報酬と従業員に支給する賞与とを合わせた額が、営業利益の目標値に対する超過額の10%~20%の範囲であることを目安とし、役位、職責、貢献度合に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬額については各事業年度末までに決定し、報酬額が決定した月の翌月末日までに支給するものとする。

金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
各取締役の役割及び貢献度合ならびに業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、取締役の報酬限度額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額120,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。

また、監査役の報酬限度額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。その範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会での協議により報酬を決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外役員をサポートは、管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である管理本部が準備を行い、必要に応じて事前説明を行っております。また、社内取締役及び管理本部より社外役員へ適時電子メール等による情報伝達等のサポートを実施しております。なお、社外監査役に対しては、上記の管理本部によるサポートの他、内部監査室が情報共有やその他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、透明性の高い経営の推進を目的として、取締役会と監査役会制度を採用しており、合わせて代表取締役直轄の内部監査室を設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、権限委譲による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を実現すべく、執行役員制度を導入しております。なお、現状のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りであります。

(取締役会・取締役)

当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の最高意思決定機関として法的決議事項及び経営に関する重要事項を決議事項、協議事項、報告事項として付議し、業務執行の意思決定を行っております。決議事項及び協議事項は、定款及び取締役会規程に則り取締役6名で決議が行われ、報告事項は、必要に応じて各部門の責任者が業務報告のため出席します。原則として、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2021年6月期における取締役会は19回開催され、平均出席率は取締役98%、監査役100%であります。取締役会では、月次の業績報告を通じて会社の状況の共有を図っている他、決算・重要人事等の議題に加え、経営戦略に関わる議題を取り上げ、活発な審議及び意見交換を行っております。

(監査役会・監査役)

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、会社法等諸法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行の状況の監査を行っております。常勤監査役は、金融機関での実務経験から培った豊富な知識、さらには上場会社における監査役としての業務経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、経営監視を実施しております。非常勤監査役は、上場会社における取締役経験者、公認会計士及び弁護士であり、それぞれの専門的な知識及び実務経験から当社の適法性確保を考慮し、客観的な視点により経営監視を実施しております。なお、各監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要会議へも出席し、また社内書類の閲覧等を通じ、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

2021年6月期における監査役会は14回開催され、平均出席率は100%であります。監査役会における主な検討事項は、監査の基本方針や重点項目等を踏まえた監査計画、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果についての相当性等であります。

(会計監査)

当社の会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。2021年6月期における監査の状況については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名:湯浅敦、多田雅之(両名とも継続監査期間は7年以内です)

監査業務に係る補助者の構成:公認会計士2名、その他10名

(責任限定契約)

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が原因となった職務遂行が善意で且つ重大な過失がない場合に限られます。

(経営会議)

当社の経営会議は、社内取締役4名、常勤監査役1名、並びに各部門の責任者で構成され、経営に関する重要な事項を決議事項、協議事項、報告事項(週次報告等)として付議し、迅速な業務執行の意思決定を行っております。原則として、毎週1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

(執行役員制度)

当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、権限委譲による意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で、担当業務の意思決定及び業務執行を行うこととしております。

(内部監査室)

当社では、内部監査室を代表取締役直轄の監査組織として設置し、内部監査室長1名及び専任の内部監査担当者1名で構成し、監査対象からの独立性を確保しながら、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門における業務及び制度の運用が諸法令や各種規程に準拠し、効率的かつ妥当であるか否かを監査しております。

内部監査にあたっては、年間の監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た後に、当該計画に基づき全部門に対して監査を実施しております。そして、監査結果を代表取締役へ報告した後に、被監査部署へ改善事項の提言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、透明性の高い経営の推進を目的として、取締役会と監査役会制度を採用しており、合わせて代表取締役直轄の内部監査室を設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、権限委譲による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を実現すべく、執行役員制度を導入しております。

当社は、透明性の高い経営の推進を目的として、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は、取締役6名のうち2名を社外取締役にすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しております。監査役は、監査役4名中3名を社外監査役にすることで、より独立した立場を確保し、監査機能の強化を図っております。さらに、監査役として弁護士や公認会計士等の専門家をコーポレート・ガバナンス体制に組み入れ、経営の意思決定に法的、会計的な確認を取り入れることで、リスク管理の実現に努めております。

以上により、適切な企業統治が実現できると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間前に発送しております。株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご参加いただけるよう集中日を避けた開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第15期定時株主総会(2019年9月27日開催)より、PC及び携帯電話等によるインターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議案内容に十分な検討時間を確保できるように、第15期定時株主総会(2019年9月27日開催)より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	2018年6月期第2四半期より、決算短信(要約)の英文での提供を開始いたしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に、ディスクロージャーポリシーを掲載し、情報開示の基準、情報開示の方法等について記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援会社等が主催する個人投資家向けセミナーへの参加や、インターネットを活用した会社説明会を、不定期に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内においては、第2四半期及び年度決算終了後に機関投資家、証券アナリスト・報道機関向けに決算説明会を開催しております。また、四半期毎にスモールミーティングを開催する他、国内機関投資家の定期的な個別面談、電話会議、オンラインミーティングに対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会の開催はありませんが、個別訪問やオンラインミーティングによる面談を実施し対話の機会を設けております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会の資料、決算情報以外の適時開示資料・PR情報、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を、当社IRサイトにて掲載しております。 https://www.net-marketing.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: コーポレートブランド戦略室 IR担当役員: 取締役CFO 三村紘司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ではコーポレートアイデンティティとして「ビジョン、ミッション及びバリュー&クレド」を定め、その中で、あらゆるステークホルダーから信頼される行動をとる旨を、重要事項として規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、適時・適切にステークホルダーに対して情報を提供することが重要であると認識しており、決算説明会の開催や当社ホームページ等への掲載、その他様々なチャネルを活用し、公正かつタイムリーなディスクロージャーに努めております。また、海外投資家向けには、英文サイトへ決算補足説明資料等(英語版)を掲載することにより情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、2014年3月18日開催の取締役会において、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を定める決議を行っております。当該基本方針は適宜見直しを実施しており、直近では、2018年7月18日開催の取締役会において改定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
- (3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
- (4) 監査役及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
- (6) 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、損失の危険に対処するため、各種社内規程及びマニュアル等を整備し、適宜最適化する。
- (2) 取締役会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
- (3) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 取締役会を補完する目的で、社長ならびに本部長以上等で構成される経営会議を原則毎週1回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
- (3) 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 監査役がその職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役がその職務を補助する使用人は、監査役からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告する。
- (3) 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

8. 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。

10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人から情報を収集することができる。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (2) 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守するとともに、常に社会的常識を備えた行動を心掛け、社会的に批判される反社会的勢力とは一切の関係を遮断するために、当社における方針として、「反社会的勢力に関する基本方針」を定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は管理本部として、運用を行っております。具体的には、各事業部門の新規顧客の取引開始時には、事業部門と管理部門にて新聞やインターネット等を用いた新規取引先に関する風評等の事前チェックを行った上で、取引開始を実行するよう体制を確立しております。また、取引先との間で締結する基本契約及び当社の各サービスにおける利用規約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、規約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

【適時開示体制の概要（模式図）】

